

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年 5 月 17 日

分任支出負担行為担当官
関東財務局東京財務事務所長 倉林 健二

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名称 平成 29 年度国有建物等解体撤去工事（世田谷区上用賀四丁目ほか）
- (2) 工事場所 ①東京都世田谷区上用賀四丁目 81 番 1
②東京都世田谷区弦巻三丁目 9 番 2
- (3) 工事内容 「平成 29 年度国有建物等解体撤去工事設計図（世田谷区上用賀四丁目ほか）」のとおりにおこなわれる。
- (4) 工事期間 自 契約締結日 至 平成 30 年 2 月 16 日（金）
- (5) その他
本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争に参加する者に必要な資格

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 29・30 年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築一式工事」の「B」又は「C」等級に格付けされており、責任をもって工事を完成することができる者であること。
- (4) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に基づく、経営事項審査を受けている者であること。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条

の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による。）であること。

- (9) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る直接的かつ恒常的な雇用関係のある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

ただし、発注工事が建設業法施行令第 27 条に規定する工事に該当しない場合は、監理技術者又は主任技術者は専任である必要はない。

- (10) 本入札の入札説明を受けた者であること。

- (11) 競争に参加するために必要な競争参加申込書を受領期限までに提出し、その審査に合格したものであること。

3 契約条項等を示す場所

東京都文京区湯島 4 丁目 6 番 15 号 湯島地方合同庁舎 3 階
関東財務局東京財務事務所 第 5 統括国有財産管理官

4 入札手続き等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付

- ① 期 間 平成 29 年 5 月 17 日(水)から平成 29 年 6 月 1 日(木)まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く)
- ② 受付時間 9 時 00 分から 12 時 00 分及び 13 時 00 分から 17 時 00 分
- ③ 場 所 上記 3 に同じ
- ④ 交付方法 原則として「電子データ」による。

入札説明書等の交付を受ける者は交付場所へ別添「入札説明書等交付願」を郵送又は持参する。

なお、郵送により交付を受ける者は、簡易書留返信用封筒（当局が参加説明書等のデータを格納した CD-R(サイズ 125mm×145mm、重量 60 グラム)を封入可能なサイズのものとし、当該 CD-R を封入し、返信するために必要な切手を貼付)を同封すること。

(2) 参加申込

- ① 期 間 平成 29 年 5 月 17 日(水)から平成 29 年 6 月 1 日(木)まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く)
- ② 受付時間 9 時 00 分から 12 時 00 分及び 13 時 00 分から 17 時 00 分
- ③ 場 所 上記 3 に同じ
- ④ 提出書類 競争参加申込書、等級決定通知書(写)、指名停止等に関する申出書、誓約書及び役員等名簿、直近の経営事項審査結果通知書(写)、配置予定の監理技術者又は主任技術者の資格者証（実務経験をもって資格要件とする場合は、任意の実務経験証明書に証明者として代表者氏名の記入及び代表者印を押印する。）及び 3 カ月以前から申請者との雇用関係が証明できるもの（保険証等）(写)

- (3) 競争参加資格の確認 競争参加資格がないと認めた場合は、平成 29 年 6 月 6 日(火)までに通知する。

- (4) 現地案内 現地案内を希望する者は下記9に記載の問い合わせ先に必ず連絡すること。
- (5) 入札
 - ① 日時 平成29年6月7日(水) 13時30分
 - ② 場所 東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎5階5A会議室
- (6) 開札 入札締切後ただちに、入札場所で開札する。

5 入札価格及び落札者の決定

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする。)

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、なおかつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予算決算及び会計令第85条の基準を適用する場合があるので、入札執行責任者は入札の結果を保留する場合がある。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

- (2) 次の場合には、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。
 - ① 上記(1)のただし書きによる調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合
 - ② 公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

6 入札の無効

- (1) 競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 内訳書の提出がない者のした入札及び内訳書の内容に不備があった者の入札は、無効とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 契約書の作成

本契約締結に当たり契約書を作成するものとする。

9 本件公告に関する問い合わせ先

関東財務局東京財務事務所 第5統括国有財産管理官
電話番号 03-5842-7024 (ダイヤルイン)

別添

入札説明書等交付願

平成 29 年 5 月 17 日付入札公告「平成 29 年度国有建物等解体撤去工事（世田谷区上用賀四丁目ほか）」について、入札説明書及び対象不動産の資料を交付願います。

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

担当者名

電話番号